

山口県食の安心・安全審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、山口県食の安心・安全推進条例(平成20年山口県条例第43号)第31条第4項の規定に基づき、山口県食の安心・安全審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(任期)

第2条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に、会長及び副会長各一人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議(以下この条例において「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会の会議は、会長が招集する。

4 部会の議長は、部会に属する委員が互選する。

5 前条第3項及び第4項の規定は、部会の会議に準用する。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、環境生活部生活衛生課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。